

別府と大友氏

大分県立先哲史料館

研究員 三重野

誠

はじめに

大友氏と別府との関係は、かなり古く大友氏の発生期の豊後入部の問題がある。ただし、その後は三代大友頼泰の時の大隅正八幡宮大神宝相論の際に石垣荘が関係する程度で、その後は戦国時代の太友宗麟・義統の時代まで下ることになる。

そこで本稿では、①大友能直の浜脇浦上陸伝説 ②大隅正八幡宮大神宝相論をめぐる大友頼泰と石垣荘 ③大友義統と石垣原合戦の三点について、史料を通して大友氏と別府の様相を追っていくことにする。しかしながら、大友氏と別府との関わりは、既に『別府市誌』^①でも詳しく触れられており、また大友能直の豊後入部問題、及び大隅正八幡宮大神宝相論をめぐる大友頼泰と石垣荘に関

しても、『大分県史 中世篇Ⅰ』^②や『大分市史 中』^③を始めとする多くの研究があり、今更これらの点について史料を再読することは、屋上屋を重ねる感があるが、今回史談会に与えられたテーマに則り、今一度史料を通して上記の三点の事象を見ていくことにする。

一、大友能直の浜脇浦上陸伝説

大友氏の初代能直は、出生・権限等において謎に包まれた人物であったが、彼の出生については渡辺澄夫氏が「豊後大友氏の出自について」^④で、相模国古庄郷郷司古庄能成の子で、中原親能の養子となったことを明らかにされて、従来まで根強く支持されていた源頼朝落胤説が

否定されることになった。また、一方能直の権限については豊前・豊後両国守護職および鎮西奉行職を帯びており、これらの権限をもとに、建久七年（一一九六）（建久四年説もあり）に海路浜脇浦に上陸したとされていた。この見解が拠って立つ史料が次の「大友家文書録」の綱文である。

建久七年丙辰正月十一日、能直（宋末）被補豊前・豊後両国守護職、兼鎮西奉行、三月十日、使古庄四郎重能先発、
◎六月十一日、能直自率頼朝附屬之諸士七十二騎、及從卒千八百余人、從速見郡浜脇浦上陸、國中武士、聞之風靡矣、緒方三郎惟栄、為先導入国、云阿南次郎惟家陣高崎山、弟弥次郎家親、大野九郎泰基、大野郡神角寺山、共抗、

これによると、大友能直は、建久七年の正月十一日に豊前・豊後守護職並びに鎮西奉行に補せられ、三月十日に、古庄重能を先発として派遣し、六月十一日には、能直自ら源頼朝より付けられた七十二名の騎馬武者と從者

千八百余人を率いて速見郡浜脇浦から上陸した。これ聞いて豊後国中の武士たちは能直に従い、緒方惟栄の先導で、能直は豊後に入国したが、阿南惟家は高崎山、弟家親は鶴賀城、大野泰基は神角寺山に拠って抗ったとされている。

この史料にあるように、本来に大友能直は、豊前・豊後守護、鎮西探題として、兵を率いて浜脇浦に上陸したのであろうか。この史料が「大友家文書録」の綱文であり、これ以外の当該機の古文書で能直の豊後入国が判明するものが無い以上、当該機の他の史料から、能直及び豊後の動静を追っていくことにする。

まず鎌倉幕府の正史である『吾妻鏡』によると、建久六年三月十日には、源平合戦において焼失した東大寺の再建供養が行われ、大友能直は、それに臨んだ源頼朝の「御随兵」のなかに「大友左近将監」と記されており、
建久六年三月には源頼朝とともに奈良に居たことが確認できる。そして、その後は頼朝に供奉して、四月十五日には石清水八幡宮、五月十八日～二十一日には天王寺へ赴いていることが判る。しかしながら、建久七年の記録

が「吾妻鏡」より欠落しており、この時期の能直の動静は不明であるが、鎌倉幕府二代將軍となつた源頼家が、正治二年（一一一〇）二月二十六日に鶴岡八幡宮に参詣した際に「御後衆廿人」のうちに「大友左近將監」として供奉しており、幕府の中樞の近いところで活躍していたのではないかと思われる。

では、この建久七年の段階で豊前・豊後守護であり、鎮西探題であつた人物は誰なのか。

柳川の立花氏が所蔵している「大友文書」のなかに、豊前・豊後守護であつたと思われる人物が判明する興味深い史料がある。まず、建久六年五月付けの征夷大將軍家政所下文案^⑩によると、「征夷大將軍家政所下 西海道御家人等 定遣 鎮西守護人事 前掃部頭親能」と見え、「前掃部頭親能」という人物が鎮西守護人に補任されている。この「前掃部頭親能」こそ大友能直の養父である中原親能なのである。だが、この下文案は古文書学的に見て当該機の文書様式とはかなり異なっており、偽文書の可能性が非常に高いものであり、この下文案をして、建久七年の時の守護は中原親能であると、断定すること

は難しい。

しかしながら、「大友文書」の中には中原親能の鎮西守護を想定し得る他の文書もある。その一つが次の前右大將家御教書案^⑪である。

右論
在御判

一可禁制 宇佐・宮崎宮及余社神人等濫行事

右論

一可召禁夜打強盜殺害人事

右論

以前兩条、前右大將殿仰旨如此、仍執達如件、

建久七年十一月十四日

平盛時^{*}

前掃部頭殿

これによると、前掃部頭の中原親能は、宇佐・箱崎宮等の神人の濫行に対し禁制を加え、夜打強盜殺害人を召し捕らえる権限を源頼朝から認められていることが判る。直接的に「守護」という用語は見えないが、彼がこの九州において守護権的な権限を行使し得たことが判明する

のである。またこれまでの研究からも、大友能直の養父である中原親能が、建久六年頃以降より、鎮西Ⅱ九州に對してかなりの権限を保有しており、「豊後国守護」という用語が史料上にはあらわれないが、豊後における武家の実質上の支配権は中原親能が所持していたことが明らかにされている。

これらのことから考えると、建久七年の段階で、大友能直は豊前・豊後守護並びに鎮西奉行であったのではなく、鎮西奉行的な権限を行使できたのは養父の中原親能であると思われる。そして、大友能直が養父と同様な権限を行使できるようになるのは、養父中原親能が承元二年（一二〇八）に死去する前後であろうと考える。

となれば、建久七年に大野泰基らの豊後武士が起こした反乱は、大友能直入国に對してではなく、鎮西奉行的権限を保有する養父中原親能に對して展開されたものではないだろうか、また、もし仮に大友能直が浜脇浦に上陸したとしても、それは養父中原親能の名代として軍勢を率いてきたものではないかと考える。

二、大隅正八幡宮大神宝相論をめぐる大友頼泰と石垣莊
大友能直の浜脇浦上陸伝説の後、大友氏と別府が関わる事件として、大隅正八幡宮大神宝相論をあげることができる。

大隅国正八幡宮大神宝とは、正八幡宮の遷宮の際に神の衣装や調度等を調えることで、この費用は豊前・豊後・筑前・筑後・肥前・肥後の六国と、杵岐・対馬の二島で負担することになっていた。そして、これらの費用は当初各国の国司によって調進されていたが、徐々にその調進方法に行き詰まりが生じ始めた。この様相を物語る史料として次の関東御教書案¹⁴をあげることができる。

正八幡宮所司神官等申条々

一 遷宮大神宝並経論以下御装束事

右、如解状者、六ヶ国二嶋所令勤仕其役也、寛治造替之後、康和遷宮之時、国司面々所令調進也、(中

略)今度者国衙力難及、任宇佐之例、仰守護人可令調

進云々、(中略)今度被仰付守護人之由、所司等雖申之、無先例之旨、宰府称之、然者、於国衙之力難及、又官使府目代調進之条、如貞応之時、猶為不法歟、仍所定其仁也、早任旧規、可令調進矣、(中略)

以前両条、大宰少式入道覚恵相共、可令致沙汰者、依仰執達如件、

文永二年十二月廿六日

相模守^正

左京権大夫^同

大友式部大夫殿

これによると、文永二年の大神宝等の調進にあたり、大隅正八幡宮の所司神官等は、国衙の力が及び難くなつたため、国司による調進を断念し、宇佐宮の例にならない、守護人による調進を幕府に申請している。この所司神官等の申請に対して、太宰府が大神宝調進に守護が関与した例は無いと異議を申し立てたが、幕府は、現実的に国衙による調進が不可能であること、官使府目代による調進の不法性から、守護人による調進を決定した。そして、この文永二年の調進の責任者として、大宰少式入道覚恵

と大友式部大夫頼泰を指名した。

これによって、従来国衙の権限とされてきた、大隅正八幡宮の大神宝の調進が、守護の手に移っていったのである。しかしながら、六国二島の全ての守護が大神宝調進の役に任命されたわけではなく、大宰少式入道覚恵と大友式部大夫頼泰の二名が任命されており、この二名に対する幕府の指名は、彼等の守護としての実力がある程度評価していたことによるものではあるまいか。さらに、彼等は翌四年の三月二十六日の官下知状案では「今度被定別奉行人之由、関東御下知之上」と見え、「其人」から正式に「奉行人」として大神宝の調進にあたるようになっていく。

このようにして、大隅正八幡大神宝調進の奉行人となつた大友頼泰は、この調進をめぐって、石垣荘と関わっていく。それではこれから、大神宝調進をめぐる大友頼泰と石垣荘との関係を史料を追って見ていく。

まず、次の文永九年十二月二十五日の豊後守護大友頼泰廻文案^⑥によると。

大隅国正八幡宮大神宝調進間、准絹・粮米並官使豊後
経府雑事等事、准造宇佐宮例、守配符之旨、不日可令
勤仕給、且如 宣旨・御教書者、不論寺社権門領、不
謂先々勤否、雖為 勅免之地、平均可催勤^{云々}、然者、
縦雖有所存之所々、先進済之後、不日向奉行所、任道
理可被明申也、而称可申子細之由、於令通避者、更難
事行者歟、仍執達如件、

文永九年十二月廿五日

(大友頼泰)
前出羽守 在籍

豊後国郡庄園地頭代沙汰人御中

大友頼泰は、豊後国郷莊園地頭代沙汰人に対して、大
隅正八幡宮大神宝調進のため、准絹・粮米や宮使の豊後
経府における雑事などを、造宇佐宮の例に準じて、配符
の旨を守り、至急に勤仕するように命じた。そして、こ
の賦課の対象は、宣旨・御教書にあるように、寺社権門
領であろうと、かつて勤めたか否かであろうと、たとえ、
勅免の地であろうと、一切の例外を認めないもので、た
とえ何らかの理由があろうと、まず諸役を務めた後に、
奉行所へ赴き、何らかの申し開きを行うこととされた。

ところが、このような嚴重な守護の命にも関わらず、
諸役を務めない莊園が存在した。それが石垣荘と高田荘
である。

翌十年三月二十二日付けで提出された大隅正八幡宮大
神宝官使等訴状案^⑦によると、未進につき催促を加えた
ところ、事を鎌倉の正地頭に寄せて懈怠し、或いは自由の
対捍を行う人物たちの追放と、裁判による処分を求めて
いる。

これらの状況について、もう少し具体的に史料を通じ
て見てみよう。

正八幡宮 宝官使及国衙使者等謹言上、

為豊後国石垣庄地頭代迎西、令難波大神宝用途、引
率数百人勢、令打擲蹂躪 宣旨・御教書御使、擬及
死門事、

(中略) 彼御使等带件状、催廻当庄公之間、(中略)
不顧先例、致自由難済之上、昨日廿一日催集数百人勢、
令打擲蹂躪 公家関東御使、各打折乘馬等足畢、就中
官使面使木工允守国・国衙使藤五郎大夫吉永龜等者、

半死半生之間、棄置其所畢、(後略)

この大隅国正八幡宮大神宝使・国使等申状案によると、正八幡宮大神宝使・国使らが、調進のため石垣荘に入ったところ、地頭代の迎西は大神宝用途を難渋し、数百人の手勢を率いて大神宝使・国使らを打擲蹂躪したとある。具体的には、先例を顧みず、自由な振る舞いをし、難渋した上に、二十一日に数百人の手勢を集めて打擲蹂躪し、公家関東御使の乗馬の足を打ち折り、その上官使本工允守国・国衛使藤五郎大夫吉永らは、半死半生の目に遭わされてその場に放置されたとある。

このような悲惨な目に遭わされた大神宝官使らは、前記の訴状を提出したのである。

訴状を受けた大友頼泰は、翌二十三日付けで「訴状如此、子細何様事乎、不日企上府、可令陳申給也」と府内への出頭と事の弁明を命じている。¹⁹⁾

この大友頼泰の命に対して、石垣荘地頭代迎西は同年四月三日付けで次の陳状を提出している。

豊後国石垣庄地頭僧迎西並名主等謹弁申、

為大隅国正八幡宮大神宝官使等、不顧自身所行、還令難渋大神宝用途、致狼藉由、被訴申無術事、

右解状云、(中略)然間令相莅其砌、当庄之輩、不及狼藉結構之旨、蒙御免、可書進起請文之由、面々所訴申也、雖然、寄事於御使訴、令延引者、似令遁避当役之間、宇佐造宮役者、不致其勤之由、雖承之、所詮於既庄分大神宝役者、任奉行所配符、令勤仕之後、可令言上子細也、御使訴訟篇者、為当所御成敗、令落去之様、蒙有御沙汰者、尤所仰也、仍粗披陳言上、如件、

文永十年四月三日 地頭代僧迎西並名主等上

この石垣荘地頭代迎西名主等陳状案によると、大神宝官使らが、自身の所行を顧みず、迎西らが大神宝用途を難渋して狼藉をはたらいた、と訴えたことは見当違いであるとし、大神宝使が訪れた際に、石垣荘の輩は狼藉に及んだことは無く、大神宝用途の「御免」を蒙るために起請文を書き進めたいと訴えたのであると弁明する。そして、宇佐宮造宮役は勤めなかつたが、大神宝役の当庄分は奉行所の配符に従い勤め、その後子細を言上すると

述べている。

このように、大神宝用途難渋、官使の打擲蹂躪に關して、弁明した石垣莊地頭代迎西であるが、同月十一日の豊後守護大友頼泰召文案²¹によると、高田莊より逃亡を企てようとしていることが判明する。

大神宝官使申、石垣庄地頭代致狼藉之間、欲令參決之處、自高田庄之船津擬逃上由事、訴狀如此、所詮相尋兩方子細、為注進言上、止當時之上落、共可被上府也、仍執達如件、

文永十年四月十一日

前出羽守²²

石垣・高田兩地頭代殿

これによると、大友頼泰が、大神宝官使の申請により、府内の奉行所において裁判を行おうとしたところ、石垣莊地頭代迎西は、高田莊の船津から海路京都への逃亡を企てようとしており、両方の子細を尋ねたいので、上落を止め府内への出頭を命じている。この召文案が出された四月十一日には、大友頼泰は大神宝官使へも書下を出

²²し、石垣・高田兩莊の地頭代を呼んで子細を調査する旨を報告している。

しかしながら、この大友頼泰の命令を聞くことなく、石垣莊地頭代迎西は、四月十九日には逃亡してしまつた。ここで、着目すべきは石垣莊地頭代迎西が、高田莊の船津から逃亡しようとしていることである。高田莊も石垣莊と同様に大神宝調進に対して抵抗しており、抵抗している莊園同士での巧みなネットワークが形成されていたことを推測し得る。

その後、大神宝官使らは五月八日付け正八幡宮大神宝官使等申狀案で、石垣莊地頭代迎西以下名主百姓等の狼籍の罪科を訴え、その罪科を逃れるために迎西が召文に背き上落したことを重ねて訴えたのである。

この訴えに対し、大友頼泰は石垣莊名主百姓等に府内への出頭・申し開きを命じた。²³しかし、この頼泰の命に石垣莊名主百姓らが背いたのか、結論が出なかつたのかは不明であるが、六月に入っても相論は引き続いており、六月九日には、石垣莊地頭名越宗長が石垣莊地頭代鬼鶴丸(迎西)の申狀を進上し沙汰を願っている。²⁴そしてそ

三、大友義統と石垣原合戦

大友頼泰が、奉行として関与した大神宝用途調進をめぐる石垣荘の相論以降、大友義統の石垣原に至るまで、大友氏と別府が深く関わった事象は、史料にあまり登場しない。しいてあげれば、大友義鎮の家督相続をめぐって、天文十九年二月十日に起きた二階崩れの変の時、家督を継承できるか否か微妙な立場にいた義鎮が、浜脇に湯治に来ていたとされる記録が「大友家文書録」に残っていることであろう。²⁸⁾しかしながら、この件についても「大友家文書録」という記録に「謂之二階崩、國中サウ動ス、義鎮於浜脇聞之テ、急キ立石ニ至ル」「十九年庚戌二月十二日、義鎮為湯療、在日生羅齋」と記されているのみであり、当該機の古文書に具体的な内容を記すものはなにも見つかっていない。そして、この大友義鎮の別府浜脇の湯療の記録以降、大友氏が別府を舞台として活動した最大の事件が石垣原合戦となる。

それでは、最後に大友義統と石垣原合戦について、史

料を通して見ていきたい。

大友氏第二十二代の義統は、文禄二年の朝鮮出兵の折りの敵前逃亡の罪により、豊臣秀吉によって豊後を除国され、身柄は毛利輝元に預けられ、義統の長男義乗も加藤清正へ預けられることとなった。²⁹⁾その後、文禄三年に義統は常陸国水戸の佐竹義宣へ、義乗は江戸の徳川家康に預け直された。そして慶長三年三月に豊臣秀吉が死去したのち、翌四年に至って義統は幽閉の身を解かれ、水戸から江戸牛込に居住する長子義乗のもとに身を寄せた。³⁰⁾時は、徳川方と石田方が一触即発の状態で、関ヶ原合戦がまもなく生じようとしていた。そのため、義統は、長子義乗が世話になっていたこともあり、当初は徳川方に志を寄せていた。しかし、当時伏見に居た徳川家康に会うため上京した際に、石田方から誘いを受けることになった。

慶長五年六月、徳川・石田の戦端が聞かれ、大友義統もその渦中の中に巻き込まれていく。

「大友家文書録」によると、八月下旬に毛利輝元は三好丹後守を使いとして義統へ派遣し、今度の合戦で豊後

に入り石田方の西軍として挙兵するのであれば、軍艦と援兵を授けることを伝え、義統は徳川方の東軍に味方するという黒田如水・加藤清正らとの密約を隠してこれを了承し、輝元への誓いとして二男長熊丸らを入質として差し出したとある。³¹しかし、義統と黒田・加藤らとの密約を示す記録は、この「大友家文書録」以外には無く、この密約説の存在は非常に疑わしいものである。

この後、義統は西軍に味方し、輝元より軍艦及び鉄砲隊百人を受け取り、大畠より乗船し海路豊後へ下った。

急度染筆候、仍昨日^九海上無異儀、別府浦へ罷□、至立石村令宿陣候、今日者、方々人数等申集、可相働覚悟候、吉左右追々可申遣候条、爰許之儀、少^儀氣仕有間敷候、雖無申迄候、長蔵^{長蔵也}へ倍心添肝要候、いよくおとなしく、堪忍申候哉、承度候、委細口上^二令申候条、不具候、恐々謹言、

九月十日

中庵^{新編}

岐部又兵衛尉殿

柴田左馬助殿

右の大友中庵書状³²は、豊後へ到着した義統が、入質として西軍に差し出した二男長熊丸の乳母岐部夫婦及び守役の柴田左馬助に対して宛てたものである。

これによると、豊後へ下る海上も支障を来すことなく、九月九日に別府浦へ到着し、十日には散り散りになっている大友旧臣へ連絡を取り参集するよう手はずをすすめていることがわかる。そして、義統のことは少しも心配ないので、二男長熊丸のことをくれぐれもよろしく頼むといった内容になっている。

九日に別府へ上陸した義統は立石に布陣し、東軍の黒田如水は同日豊後へ向けて中津城を発った。十日夜には、大友軍の別働隊の吉弘統幸らが、東軍の細川忠興の城代松井康之・有吉立行が籠もる木付城を攻めたが落とせず、別働隊はやむなく石垣原へ移動することとなった。一方黒田如水は大友方の富来城攻撃のため、十日の夜に赤根峠に野営していたが、木付より義統の立石布陣の知らせを受け、時枝平太夫ら援軍を木付へ派遣し、十一日には富来城攻撃より義統討伐を優先すべきことを決めて急遽石垣原へ兵を進めた。十三日になると、木付城の松井・

有吉軍と援軍の時枝軍も兵を立石へ進め、松井・有吉軍は鶴見村を経て実相寺山に、援軍は谷間の道を進み立石へ向かい野原に布陣した。これに対し、大友軍の先手も出陣し戦端を開いたが、時枝軍に発砲しようとした大友軍めがけて松井・有吉軍が実相寺を下って攻撃をしかけ、大友軍は敗走し立石に集結し再び合戦を試みるが、吉弘統幸・宗像鎮統ら重臣が相次いで戦死し、敗色は次第に濃厚になっていった。立石の陣に籠もって戦況を見守っていた義統は、十四日に毛利(母里)太兵衛を通じて実相寺に布陣した黒田如水へ降伏を申し出て、夕刻に至って主従十人で毛利太兵衛の陣へ出頭した。如水は下野九兵衛を付けて義統以下を中津城に送り禁錮に処した。その後、義統は関ヶ原合戦終了後、死一等を減じられて常陸国に流され、大友家の豊後復帰の夢はあえなく潰えたのである。

この、石垣原合戦で一番問題なのは、一旦は東軍にしっかりと思われた義統が、何故西軍に加担し、再び豊後へ下ってきたのであろうか、この点についてはすでに研究が行われ、ある程度一致した見解が出されているので、ここ

でその見解を紹介しよう。「別府市誌」によると「義統は、東するか西するか、意志の決定をせまられることになる。これよりさき義統の子義乗が徳川秀忠に預けられていたことから東軍につく意志であったといわれるが、西軍に味方した毛利輝元は、その勢力を拡大するために西軍に属し豊後で旗揚げするようにすすめた。義統にとつて西軍への勧誘は、先祖伝来の所領豊後への復帰を意味するものであり、かれの心を動かさずにはおかなかった。そこでかれは東軍につく意志をすて西軍に属することになった⁸³⁾とある。

これによると、西軍からの豊後一国安堵の空手形を授かったことにより、義統は豊後復帰を夢見て東軍から西軍に寝返ったとされている。「大分県史中世篇Ⅲ」もこの見解と同様に「吉統は、嫡子能乗を徳川家に隨身させ自身は隠棲するつもりではなかったであろうか。ところが、秀頼から空手形にしても豊後一国の安堵を得たことにより、やむなく西軍に組する決心をしたものであろう⁸⁴⁾とあり、空手形契約説をとっている。これまでの研究が示すとおり、義統が豊後復帰を夢見た可能性は非常に高い

であろう、しかし当該機の状態を考えると、義統の西軍寝返りにはもう一つの動機があったように思われる。

その動機は、大友家の存続ではないだろうか。秀吉による豊後除国によって、大友家は事実上の消失の憂き目にあつた。しかしその後の、歴史情勢の推移から、嫡子義乗は徳川家の被官となり、自身も流罪をとかれることができた。ところが、今また関ヶ原という全国を二分する巨大な合戦が勃発しようとしていたのであり、その合戦においては東軍・西軍いずれが勝利してもおかしくない状態であつたと思われる。そこで義統としては、大友家が、嫡子義乗の東軍参加で一本化した場合、西軍勝利によって取りつぶされる可能性を想像し得たのではあるまいか。そのため、嫡子義乗が東軍に加担し、自身は西軍として動き、いずれが勝利しても大友家の完全なる崩壊が無いように配慮して、西軍加担を決めたのではないだろうか。この点については、なんら史料も残っていないため、想像の域を出ることはないが、南北朝期に一族が南朝・北朝に分かれて戦つたケースや、関ヶ原合戦において真田家が親子兄弟分かれて東軍・西軍に参加した

ケースを考えれば、十分想像し得るケースであつたと思われる。

おわりに

これまで、①大友能直の浜脇浦上陸伝説 ②大隅正八幡宮大神宝相論をめぐる大友頼泰と石垣荘 ③大友義統と石垣原合戦の三点について、史料を通して別府に関する大友氏の事象を追ってきた。ここで、これらの三点についても一度まとめを行い、終わりとしたい。

まず、大友能直の浜脇浦上陸伝説であるが、建久七年の段階で、大友能直は豊前・豊後守護並びに鎮西奉行であつたのではなく、鎮西奉行的な権限を行使できたのは養父の中原親能である。そのため、建久七年に大野泰基らの豊後武士が起こした反乱における大友能直の浜脇浦上陸は、泰基らが起こした反乱が、大友能直入国に対してではなく、鎮西奉行的権限を保有する養父中原親能に対して展開されたものであることから、もし仮に大友能

直が浜脇浦に上陸したとしても、それは豊後守護の大友能直ではなく、養父中原親能の名代として軍勢を率いてきたものではないかと思われる。

つぎに、大隅正八幡宮大神宝相論をめぐる大友頼泰と石垣荘については、国衙機構の衰退に伴い、大友頼泰が大隅正八幡宮の大神宝調進という特殊な権限を幕府から与えられ、豊後におけるより強固な権限を保有し得たかに見えるが、関東御家人が地頭職を保有する荘園においては、在地の巧みなネットワークと抵抗に阻まれ、また、幕府上層部をも相論に絡んでくるなどして、国衙機構と幕府機構との板挟み的な困難な立場を強いられていたことが分かる。

最後に、大友義統と石垣原合戦における義統の西軍への寝返りは、従来の豊後安堵の空手形契約説以外に、大友家の東軍一本化による、西軍勝利における取りつぶし回避のために、あえて西軍加担を決めたのではという、取り潰し回避説も考え等れるのではないだろうか。

以上、大友家と別府が関係する歴史事象について史料を通して再検討してみたが、従来の研究諸説を越えるも

のは何も見いだすことはできなかったことをお詫びして本稿を終えたい。

注

(1) 『別府市誌』(一九八五年)第三章「大友氏と別府」

(三三七頁)三三八〇頁)

(2) 『大分県史 中世篇Ⅰ』(一九八二年)第二章及び第三章

(3) 『大分市史 中』(一九八七年)「大友氏と府中」第一章

(4) 『大分県地方史』二四号、一九六〇年

(5) 『増補訂正編年大友史料』一巻二九九号

(6) 『増補訂正編年大友史料』一巻二八七号

(7) 『増補訂正編年大友史料』一巻二九〇号

(8) 『増補訂正編年大友史料』一巻二九一号

(9) 『増補訂正編年大友史料』一巻二二七号

(10) 『増補訂正編年大友史料』一巻二九三号

(11) 『増補訂正編年大友史料』一巻二九三号の注を参照

(12) 『増補訂正編年大友史料』一巻三〇三号

(13) 前掲注(2) 文献の三四頁)三九頁参照

- (14) 『大分県史料』三〇卷三〇四号
- (15) 『大分県史料』三〇卷二八三号
- (16) 『大分県史料』三〇卷三〇八一七号
- (17) 『大分県史料』三〇卷三〇七一七号
- (18) 『大分県史料』三〇卷三〇八一七号
- (19) 「豊後守護大友頼泰召文案」『大分県史料』三〇卷三〇八一八号
- (20) 『大分県史料』三〇卷三〇八一四号
- (21) 『大分県史料』三〇卷三〇八一〇号
- (22) 「豊後守護大友頼泰書下案」『大分県史料』三〇卷三〇八一六号
- (23) 『大分県史料』三〇卷三〇七一四号
- (24) 「豊後守護大友頼泰召文案」『大分県史料』三〇卷三〇八一二二号
- (25) 「石垣荘弁分地頭名越宗長書状案」『大分県史料』三〇卷三〇九一二号
- (26) 『大分県史料』三〇卷三〇九一一号
- (27) 「豊後国朝見郷百姓等起請証状案」『大分県史料』三〇卷三〇八一七・一八号
- (28) 「増補訂正編年大友史料」一九卷五・六号
- (29) 「豊臣秀吉朱印状」増補訂正編年大友史料』二八卷三八一号
- (30) 「増補訂正編年大友史料」二九卷六二号
- (31) 「増補訂正編年大友史料」二九卷八九号
- (32) 「増補訂正編年大友史料」二九卷九五号
- (33) 前掲注(1) 文献の三六七頁
- (34) 『大分県史 中世篇Ⅲ』(一九八七年) 三三五頁